

「第 6 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」
 についての公聴会及び意見募集の意見

第 2 部 政策編

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

通し 番号	性別	年齢層	該 当 数	ご意見内容
1	男	70代	-	活動推進における県内推進のバラツキ調整をどの様に担保して行けるのか。その方策を知りたい。
2	女	50代	-	男女共同参画関連事業は廃止して治安の維持や減税に使用し男女問わず国民が安心して暮らせる国にしてください
3	男	30代	-	意見の内容 政策の実行に当たっては資源制約を意識していただきたい。我が国は先進国で先駆けて少子高齢化が進み、また、首相が「ギリシャよりも悪い」と述べるほど財政状況の悪化が進んでいる。そのため、男女共同参画政策の実行に当たっては、むやみやたらに規模を拡大することなく、同等の規模の政策の削減を伴わせることを意識していただきたい。既存の事業を盲目的に続けることの内容、その事業が事業計画や統計数値上の数字だけでなく、真に男女共同参画に資するのか、実体を吟味していただきたい。

4	男	50代	<p>男女共同参画予算の使途の透明化と、真に困難な状況にある男女双方への支援を求める提言【ジェンダー平等の視点からの問題点】</p> <p>男女共同参画関連予算の一部は、国民の共感を得にくい特定のイデオロギーに基づいたイベントや、費用対効果の検証が不十分な事業に費やされているとの批判がある。これらの予算は、真に困難な状況にある人々への支援にこそ充当されるべきである。</p> <p>しかし、その再配分先を検討する際には、細心の注意が必要となる。例えば、ひとり親支援団体の中には、「共同養育」の理念に反し、一方の親（主に父親）との親子関係を軽視または敵視するような偏った思想を持つ団体が存在することも指摘されている。そのような団体に公金が流れることは、単なる税金の無駄遣いにとどまらず、男女間の対立を煽り、親子の引き離しという深刻な人権侵害を助長しかねない。これはジェンダー平等の理念に著しく反する。</p> <p>公的資金は、特定の思想を持つ団体の活動資金となるべきではなく、政治的に中立で、性別を問わず困難を抱える全ての人々の福祉に資するよう、透明かつ公正な基準で配分されなければならない。</p> <p>【提言内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 効果の検証が不十分なイベントや、特定の思想に偏った講演会等に充てられている男女共同参画関連予算を抜本的に見直し、大幅に削減すること。 2 削減した予算の再配分先は、厳格な基準をもって選定すること。特に、ひとり親支援等を目的とする団体への助成・委託に際しては、以下の点を評価基準に加えることを義務付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・共同養育への賛同：離婚後の父母双方による子育て（共同養育）の重要性を理解し、その実践を支援する活動を行っていること。 ・中立性：親子断絶を助長したり、一方の性別を不当に貶めたりするような活動を行っていないこと。 ・透明性：会計報告や活動報告が適切に行われていること。 3 再配分先として、これまで男女共同参画の文脈で見過ごされてきた、以下のような真に支援を必要とする分野を新たに開拓し、予算を重点的に配分すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・離婚後の男性のメンタルヘルスケアおよび自殺防止対策事業。 ・DVやモラルハラスメントの男性被害者のための相談
5	女	60代	<p>素案では、国内本部機構として、男女共同参画会議を位置づけている。しかし、第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見は、日本に女性問題を専任する省庁がないことに懸念を示し、「女性問題とジェンダー平等に関する専任の省、およびジェンダー平等政策と戦略の実施をモニターし、一貫性を確保するために都道府県および地方レベルでそれに対応する部局を設置すること」（パラグラフ20）を勧告している。基本計画では、勧告を真摯に受け止め、ジェンダー平等に関する専任の省設立に向けた計画を示すべきである。</p> <p>また、2016年3月に廃止された監視専門調査会は男女共同参画基本計画の施策の実施状況及び女性差別撤廃委員会からの総括所見における指摘事項への対応状況を監視するという重要な役割を担っていた。この調査会を復活させるなどの方法で、基本計画の実施状況および女性差別撤廃委員会からの勧告への対応状況を監視し、その実施を強化することが求められる。</p>

6	女	50代	113	<p>1 国内の推進体制の充実・強化 (1) 施策の基本的方向 男女共同参画会議は、内閣総理大臣の下で男女共同参画を強力に推進する国内本部 機構として、あらゆる施策について、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、監視・影響調査機能等を最大限に発揮するとともに、その機能を更に強化する。</p> <p>上の記述は、男女共同参画政策の推進体制において、従来通り内閣府男女共同参画局が所管することを意味している、しかし、2024年10月の女性差別撤廃委員会最終見解 パラグラフ20で次のように求められている。</p> <p>(a) 男女共同参画基本計画の現在及び将来のバージョンを含む、ジェンダー平等及び女性の地位向上に関する全ての公共政策及び戦略を調整するため、女性問題及びジェンダー平等を所管する専門省を設立し、ジェンダー平等政策及び戦略の実施における一貫性を監視及び確保するために、全国の都道府県及び地域において対応する部署を設立する。 (b) 当該省に適切な人的、技術的、財政的資源を配分し、職員の間でジェンダーに関する専門知識を確保し、全ての政府の政策においてジェンダー平等を主流化し、都道府県及び市町村レベルを含む行政運営の全てのレベルでジェンダーに対応した予算編成を進展させる。 (c) 第6次男女共同参画基本計画の策定と実施を含め、多様な背景を代表する女性市民団体との有意義かつ具体的な関与を確保し、それらの組織に対する技術的・財政的支援を強化し、女性の権利とジェンダー平等を提唱する上で重要な役割を果たすことができるようにする。</p> <p>これは、女性差別撤廃およびジェンダー不平等の解決について、政府機関本体の専門性と実行力を高めることを意味するが、現状の素案ではそのことに全く触れられていない。女性差別撤廃委員会の勧告に基づき、必要な体制構築を盛り込むべきである。</p>
7	女	50代	113	<p>【基本認識】</p> <p>内閣府男女共同参画局が、男女共同参画会議の議論をふまえつつ、施策の企画立案、総合調整の機能を担い、我が国の男女共同参画社会の形成の促進に関する方向性を示す一方、施策の実施体制を強化するため、男女共同参画に関する施策を総合的に 行う「ナショナルセンター」として男女共同参画機構を新設し、地域における諸課題 の解決に取り組む地方公共団体及び全国各地の男女共同参画センターを強力に支援する。</p> <p>上の記述の内容を実施するには、拠点となる施設が必要である。国立女性教育会館（埼玉県比企郡嵐山町）はその役割を果たすに十分な建物と設備を備えている。ジェンダー平等推進に取り組む、国や自治体、市民団体、教育・研究機関、企業などさまざまなアクターが対面で研修・協議・交流を行い、政策の推進と結果の検証を行うことができる、国内唯一のセンターとして機能することができる。国では施設の老朽化を理由に撤去の方針が出ているが、「長寿命化」のためのメンテナンスは完了している。活用すべきである。</p> <p>したがって、次のように変更すべきである。</p> <p>内閣府男女共同参画局が、男女共同参画会議の議論をふまえつつ、施策の企画立案、総合調整の機能を担い、我が国の男女共同参画社会の形成の促進に関する方向性を示す一方、施策の実施体制を強化するため、男女共同参画に関する施策を総合的に 行う「ナショナルセンター」として、国立女性教育会館（埼玉県比企郡嵐山町）を活用し、地域における諸課題の解決に取り組む地方公共団体及び全国各地の男女共同参画センターを強力に支援する。</p>

8	団体として提出	団体として提出	-	<p>(1) 女性差別撤廃委員会の勧告では、「女性の地位向上のための国内本部機構」について、「女性問題とジェンダー平等に関する専任の省、ジェンダー平等政策と戦略の実施をモニターし、一貫性を確保するために締約国全域の都道府県および地方レベルでそれに対応する部局を設置すること」「第6次男女共同参画基本計画の策定および実施を含め、多様な背景を代表する女性市民社会組織の有意義かつ具体的な関与を確保し、女性の権利とジェンダー平等を主張し推進するという極めて重要な役割を遂行できるよう、それらの組織への技術的および財政的支援を強化すること。」と示されている。</p> <p>(2) 一方、素案では「内閣府に置かれる重要政策会議である男女共同参画会議」「男女共同参画推進本部」「すべての女性が輝く社会づくり本部」「男女共同参画推進連携会議」などが列挙されており、さらに「男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして男女共同参画機構を新設し、(中略)地方公共団体および全国各地の男女共同参画センターを支援する」と記載されている。しかしながら、これらの記述からは、国内本部機構の中心がどこにあるのかが不明確であり、制度的な一貫性や統合性に欠ける印象を与える。新たな法律の制定や改訂のたびに場当たりに「〇〇本部」が設置されているように見受けられる。年に1回程度しか開催されない「男女共同参画会議」が国内本部機構の中心なのか、あるいは「男女共同参画連携会議」が「女性市民組織の関与」を保障する場なのか、明確な位置づけが必要である。</p> <p>(3) 何よりも、現在のような兼任の大臣ではなく、女性差別撤廃委員会の勧告にあるように、ジェンダー平等政策を専門的かつ継続的に担う「専任の省」と「専任の大臣」を設置すべきである。</p>
9	女	50代	114	<p>【基本認識】には「ナショナルセンター」として男女共同参画機構を新設し、地域における諸課題の解決に取り組む地方公共団体及び全国各地の男女共同参画センターを強力に支援する。」と書いてあるが、1(2)の具体的取組の中には、男女共同参画機構が何をどうするのか、男女共同参画機構が各地の男女共同参画センターとどう連携するのか、具体的な中身が全く書かれていない。男女共同参画を推進する上で、根幹をなす部分であり、せつかくナショナルセンターができたのだから、まさに「具体的取組」を書いて政府の心意気を示してほしい。</p>
10	女	30代	114	<p>人によってジェンダーアイデンティティの在り方が多様であることに配慮しつつ、男女別データの重要性について周知啓発とあるが、身体の性が女性と精神の性が女性では、社会的困難は全く別物であり、同じ女性としてデータを取ることは避けるべきである。そこをどう解決していくかルール作りをして欲しい。</p>
11	男	40代	115	<p>(2)3 統計に対して「ジェンダー統計」と固有の名称を付ける必要はないのではないのでしょうか？状況を客観的に把握することは統計の基本であることから既に多くの統計は男女別で取られています。わざわざ「ジェンダー」と付けることにより目的が限定されることで、却って集計データやその処理にバイアスがかかってしまうことを危惧します。</p>
12	団体として提出	団体として提出	-	<p>基本認識 素案では、国内本部機構として、男女共同参画会議を位置づけている。しかし、第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見は、日本に女性問題を専任する省庁がないことに懸念を示し、「女性問題とジェンダー平等に関する専任の省、およびジェンダー平等政策と戦略の実施をモニターし、一貫性を確保するために都道府県および地方レベルでそれに対応する部局を設置すること」(パラグラフ20)を勧告している。基本計画では、勧告を真摯に受け止め、ジェンダー平等に関する専任の省設立に向けた計画を示すべきである。</p> <p>また、2016年3月に廃止された監視専門調査会は男女共同参画基本計画の施策の実施状況及び女性差別撤廃委員会からの総括所見における指摘事項への対応状況を監視するという重要な役割を担っていた。この調査会を復活させるなどの方法で、基本計画の実施状況および女性差別撤廃委員会からの勧告への対応状況を監視し、その実施を強化することが求められる。</p> <p>素案では、新設された男女共同参画機構や全国各地の男女共同参画センターの役割が強調されている。新設された男女共同参画機構が、各地の男女共同参画センターの独立性・独自性を尊重し、女性差別撤廃条約に基づく、ジェンダー平等社会の実現に資する活動をすすめられる十分な予算措置について盛り込まれるべきである。</p>

13	女	30代	114	<p>様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるよう、施策の一体的な推進を期す、とあるが、抽象的すぎてわからない。そして、過度に期待されても圧力を感じる。さらに、男性がはたして「男性の力」を今発揮しているのか、という事も考えねばならない。いくら男性優位社会といっても、自殺率が男性の方が高いことから、男性強者の社会なのだと考えられる。「男女」共同参画なのだから、女性ばかりウエイトを置くのもどうかと考える。</p> <p>「女性の力」という考えもまた、「ジェンダー」にとらわれた考えなのかもしれず、発揮すべきは「人間らしい力」ではないかと考える。</p>
14	男	40代	114	<p>(2)6 「地方公共団体にあつては連携する団体の適格性について事業前に十分に情報を得て慎重に判断すること」のように記載を補ってはいかがでしょうか？ 困難女性支援のモデル事業である「東京都若年被害女性支援事業」では、住民監査が認容されて民間団体の問題が指摘されたうえ、現在は複数の住民訴訟が起こり混乱が続いています。更に、同東京都事業では薬物汚染が疑われる事案も起きており、いずれも東京都事業ではありませんが、国としても襟を正すとともに、他の事業も含めて、被支援者および支援団体のためにも、広く注意喚起を行って同様の事象が起こることを防ぐことが望まれます。</p>
15	女	70代	114	<p>「男女共同参画」を「ジェンダー平等」にしてほしい！ →理由 基本法や基本計画の名称が男女二元論を前提にしているが、制定されてから四半世紀経った現在、現状にあった名称に変更すべきと考える。 従って、内閣府男女共同参画室を「ジェンダー平等省」など、様々なジェンダー・セクシュアリティの人々を包摂し、ジェンダーに基づくあらゆる課題に横断的に取り組める省庁とするための検討・準備を開始する。それにあわせ、男女共同参画基本法に代わる基本方針として「ジェンダー平等のための基本指針」の策定に取り組むことが必要である。</p>
16	男	60代	-	<p>男女共同参画で能力に関係なく、重要な役職に着いていますが、能力が不足している事例が多く、有益な組織編成が出来ていない。 組織の役職は男女ではなく、能力で選ぶことを優先することが大切です。</p>
17	女	50代	-	<p>相談者への切れ目のない支援を実現するためには、相談員自身の雇用と生活が安定していることが不可欠です。現在のように有期雇用や会計年度任用での不安定な働き方では、安心してスキルやノウハウを積み重ねることが難しく、結果として複合的で多岐にわたる課題を抱える女性への支援体制にも影響が生じます また、相談員が自立して生活できる水準の賃金を保障することが必要です。相談員が扶養の範囲に収まることを前提に活躍を期待されるような現状、あるいは、有期雇用でキャリアの積み重ねが困難な状況では、女性の真の解放や活躍推進からは程遠いと言わざるを得ません。 安心して継続的に働ける雇用形態と、自立できる賃金水準の確保を強く要望いたします。</p>
18	女	70代	114	<p>男女共同参画社会基本法を改正し、男女共同参画機構が、法に、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターと位置づけられ、地方自治体や男女共同参画センターを強力に支援するようになったことは、とてもよいことと評価します。しかし、自治体によっては男女共同参画担当部署が弱小であったり、男女共同参画センターも指定管理を請け負った団体によっては、十分にその機能を果たせていないところも見受けられます。 114ページまる6にあるように、国内の推進体制の運営にあたっては、多様な主体と連携し、特に、これまで男女共同参画推進を地域社会の現場で担ってきた古くからの女性団体の知恵と経験をいかせるような推進を行っていただきたい。古い女性団体は高齢化も進み、今のうちに若い世代に経験をひきつくる必要があると思います。</p>
19	女	60代	114	<p>「男女共同参画」ではなく、「ジェンダー平等」にしてほしい ・基本法や基本計画の名称自体が、男女二元論を前提としているのが非常に疑問である。「内閣府男女共同参画室」を「ジェンダー平等庁」にするなど、あらゆるセクシュアリティの人々を包括し、ジェンダー平等について、あらゆる視点で取り組める省庁とするための、検討準備をしてほしい。 ・ジェンダー平等は、人権問題である。男女共同参画基本法の名称を「ジェンダー平等法」にする。そして内実を伴った、法改正を望む。</p>

20	女	20代	114	「男女共同参画」ではなく、「ジェンダー平等推進」と名称から改めて、男女二元論に基づかない、より包括的なジェンダー平等な社会の実現に向けて先頭に立っていただきたいです。人々の性自認や性的指向ははるか昔から多様でした。最近ようやくそれが可視化されてきたのです。時代に逆行せず、国際社会と協調して、すべての人の人権のために、「ジェンダー平等省(仮)」として動いてください。
21	男	40代	-	第2部のIやIIでは、各分野についての詳細な記述があるのに対して、IIIは全体の分量が短いなど、扱いの軽重に差があるのではないかと。次期プランのなかで軽く扱っているわけではないことが明確になるとよいと思う。
22	答えたくない	60代	113	地域の男女共同参画センターを支援するに当たっては、現実に非正規雇用となっている実態を認識として明確に記述して、女性職員の地位の向上を図るとともに職務を果たす上での自主性を醸成することを明示することが望ましい。その根拠は、独立行政法人男女参画機構法、参議院内閣委員会で採択された附帯決議中、以下の「四」、「五」である。「四 多数の地方公共団体が予算・人員の不足等の理由からセンターを設置していない現状等を踏まえ、男女共同参画の施策の推進に当たっては、地方公共団体と丁寧なコミュニケーションを図り、地域間格差の解消に努めること。また、全国のセンターに対する機構のバックアップ機能を高めるとともに、各地でセンターが行う取組の底上げを実現できるよう、広域的な連携・協力体制の構築を後押しすること。」「五 センターにおける各種事業は、男女共同参画に関する専門性を必要とする公務労働であるにもかかわらず、非常勤職員等の非正規公務員が低賃金で従事している場合があることに鑑み、職務と賃金の不均衡を是正すべく、地方公共団体による実態の把握と処遇改善等の取組を促すこと。」
23	男	80代以上	115	IIIの推進体制の整備、に関連して。特に、男女共同参画統計（ジェンダー統計）の充実に関して。 1. 日本のジェンダー統計全体に責任を持つ機関を明示する（統計局と男女共同参画局との連携、や各省庁のフォーカルポイント、担当職員数、予算額等についての説明を伴って）、 2. 統計法にジェンダー統計への言及がない場合でも、統計局、参画局、各省庁等の法規等で、十分な活動が保証されることを明示する、 3. ジェンダー統計の強化に向けて、(1)国際基準、日本の国内的特殊性に照らして、空白部分を確 認（する作業の推進）、(2)政府および研究機関、アカデミー、民間が協力し合って活動できる形態を模索・整備することを中心に、ジェンダー統計強化のプログラムを持つ、 第6次計画期間に、以上を整える作業を進めることが必要と考えて、これら作業ための文章を織り込んでいただければ幸いです。 このコメントは、Global Survey on Gender Statistic 2020、およびPARTS21&UN WomenのGender Data Outlook 2024における日本の階層4への位置づけに照らしてのもので（私は、もちろんこれらの調査・文献について無批判的ではありませんが）
24	女	40代	114	市町村男女共同参画計画の策定に関し計画策定を促すのみならず、市町村の施策実現のための国の財源確保をセットにして頂きたい。 地域女性活躍推進交付金は、困難女性支援や女性活躍の文脈の個別の新規事業では利用できるが、ジェンダー主流化のための持続的かつ継続的な事業展開には非常に使いにくい。また、ジェンダー主流化の施策は本来継続性が必要であると考えているが、現行の地域女性活躍推進交付金のように新規性の強い事業のみの支援となると結果として単発事業の乱発につながり、結果として本来的な事業成果は見込めないのではないかと考える。したがって、男女共同参画を推進するため独自の国の財源（一定期間の事業継続性を容認する内容のもの）確保を希望する。なお、国の独自財源確保が難しい場合は、地方自治体の地方債発行要件の中にジェンダー主流化のためのソフト機能の実現にかかる項目を要件として追加するよう関係省庁間で調整いただきたい。

25	答えたくない	50代	114	男女共同参画ではなく、男女平等、差別禁止と文言から変えてほしいです。
26	女	30代	115	日本国籍がある若者は高齢者と比べて少ないため意見を出しても人数や割合で負けてしまう。若者の意見を反映させやすい仕組みを作りたい。
27	女	50代	101	男女平等の世の中になりつつありますが、やはり男性は女性の上に立ち威厳を持って、周りや家族を引っ張っていく役割にあるべきだと思います。
28	その他	60代	114	男女共同参画基本法や基本計画という名前自体が、「男女二元論」を前提としている。性別にグラデーションを持つという自覚を持つ人が多い現状を考えると、その名称を変えてほしい。たとえば、内閣府男女共同参画室を「ジェンダー平等省」という名称にし、すべてのジェンダー・セクシュアリティの人々を包摂し、ジェンダーに基づくあらゆる課題に横断的に交差的に取り組める省庁とするために、検討や準備を開始してほしい。それにあわせ、男女共同参画基本法に代わる基本方針として「ジェンダー平等のための基本指針」の策定に取り組むこと。
29	女	40代	113	公聴会に参加し、男女共同参画機構の新設について伺いました。こうした機関が設立されることは、ジェンダー平等の推進にとって極めて重要であり、大きな前進であると歓迎いたします。 一方で、機関の名称については再考をお願いしたく存じます。「男女共同参画」という表現は、依然として二元的な性別の枠組みを前提としており、現代社会における多様なジェンダーの存在や課題を十分に反映しているとは言い難いと考えます。誰もが排除されず尊重される社会を実現するためには、名称そのものが包括的であることが必要です。その意味で「ジェンダー平等機構」といった呼称は、時代に即し、理念を広く社会に示すにふさわしいものと考えます。 さらに、今後は内閣府男女共同参画局の発展的改組を通じて「ジェンダー平等省」へと昇格し、制度面から不平等の是正に取り組む体制を整えていただきたいと強く願います。日本社会が真に多様性を尊重する社会へと進むために、名称を含めた姿勢の明確化が不可欠です。
30	女	70代	113	<施策の基本的方向と具体的取組> 中の「男女共同参画会議」について 「1 国内の推進体制の充実・強化 (1) 施策の基本的方向」で1番目の○に「男女共同参画会議は、内閣総理大臣の下で男女共同参画を強力に推進する国内本部機構として、あらゆる施策について、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、監視・影響調査機能等を最大限に発揮するとともに、その機能を更に強化する。」とあるが、ここで言う「国内本部機構」とはどのようなものなのか。「監視」機能が含まれているが何を監視するのか。後述される内容を読むと「政策に関する提言を行う。」「調査審議を行う。」「内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べる。」とあり、諮問機関のように思われる。 10ページの「第1部 基本的な方針 3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等 4番目の○に「独立行政法人国立女性教育会館を機能強化することで新設される独立行政法人男女共同参画機構（以下「男女共同参画機構」という。））」とあり、98ページ「第9分野 3 官民連携による男女共同参画の推進 (2) 具体的な取組 イ 男女共同参画機構としての取組の推進 丸数字1」に「男女共同参画機構の設立後、同機構は、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして」設立されることになっている。 113ページの「【基本認識】 四番目の○」に「内閣府男女共同参画局が、男女共同参画会議の議論をふまえて、施策の企画立案、総合調整の機能を担い、我が国の男女共同参画社会の形成の促進に関する方向性を示す一方、施策の実施体制を強化するため、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として男女共同参画機構を新設し、地域における諸課題の解決に取り組む地方公共団体及び全国各地の男女共同参画センターを強力に支援する。」とあるので別の機関と思われるが、「国内本部機構」と「ナショナルセンター」の違いや男女共同参画推進本部、すべての女性が輝く社会づくり本部等との関係も明らかにしてほしい。

31	女	20代	115	<p>現在、大学生で、ジェンダー平等を目指した活動をしている者です。</p> <p>「男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」のところの、2(2)具体的な取り組み「(10)若年層の声を踏まえて政策を立案することが望ましいことを踏まえ、様々な機会を通じた意見交換等を行い、若年層の政策立案への関与を図る。」に関して、「様々な機会」や「意見交換等」の部分により具体化していただきたいと思っております。</p> <p>政策の立案に私たちユース世代が関わる、ということについて、項目があるのはとても嬉しいことだと感じています。</p> <p>しかし、間接的でない、意見交換をさせていただく機会はそう多くないため、もっとユースが政策立案に関わることのできるシステム、機会を設けていただきたいです。</p> <p>具体的には、ユース世代を対象とした意見交換会の定期開催を組み込んでいただきたいです。今回の第6次計画についてだけでなく、様々な政策についても会にて意見交換ができる機会があると、我々がより当事者性を持って政治、政策を捉えられるようになっていたり、普段から一層アンテナをはったりするようになるとともに、ユースの意見という、これまでこぼれおちていた可能性の高い若い世代からの意見を政策に反映できるようになると思います。</p> <p>そのような会が今回の計画に盛り込まれ、実現したら、ぜひ私も参加させていただきたいなと思っております。</p> <p>何卒よろしくお願い申し上げます。</p>
32	女	60代	113	<p>男女共同参画を進めるための体制づくりがもっとも大事なことで認識しています。国内の男女共同参画センターの予算面での強化をぜひ、お願いします。男女共同参画を進めるための人材の育成は急務と考えます。</p>
33	女	50代	114	<p>「男女共同参画」という名称ではなく、あらゆるジェンダー・セクシュアリティの人々を包摂するために、「ジェンダー平等」という名称にしてほしいです。例えば内閣府男女共同参画室は「ジェンダー平等省」、男女共同参画基本法は「ジェンダー平等のための基本指針」などです。</p>
34	女	50代	114	<p>基本法や基本計画の名称自体が、男女二元論を前提としている現状を変えるため、内閣府男女共同参画室を「ジェンダー平等省」など、あらゆるジェンダー・セクシュアリティの人々を包摂し、ジェンダーに基づくあらゆる課題に横断的に取り組める省庁とするための検討・準備を開始してほしい。それにあわせ、男女共同参画基本法に代わる基本方針として「ジェンダー平等のための基本指針」の策定に取り組んでほしい。</p>
35	答えたくない	60代	114	<p>男女共同参画ではなく、ジェンダー平等にすべき。そもそも共同参画に平等の意味はない。だからといって男女平等とした場合＝男女二元論を前提にした場合、そこからこぼれ落ちる人たちの存在を無視することになる。その人たちを含めた「ジェンダー平等」が求められている。だからこそ、あらゆるジェンダー・セクシュアリティの人々を包摂した、男女共同基本法にかわる基本方針として、ジェンダー平等のための基本方針を策定すること。</p>
36	女	70代	-	<p>男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参画会議を位置づけ。また、女性差別撤廃委員会は、女性のことを扱う省庁がないことを懸念している。都道府県レベルにもあるべき。この勧告を受け止めて、基本計画の中で示すべきではないか。
37	答えたくない	40代	-	<p>◆「男女共同参画を推進する人材の育成・確保」に関して、国や地方公共団体が取り組む政策・施策を、男女共同参画計画に具体的に盛り込むよう、要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法が本年改正され、「第十八条の二」の条文が新設され、男女共同参画に係る政策・施策の立案や実施に携わる人材の確保・養成が、国や地方公共団体の努力義務として明記されました。男女共同参画の推進には、人材・マンパワーが不可欠ですが、現状、人材の育成・確保の機会は非常に限られていると私も日頃感じており、今回の法改正にとても希望を感じている所です。 ・今回の素案においても、「III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」の「基本認識」の2点目において、「職場や地域コミュニティにおいて、男女共同参画の担い手となる人材の育成や確保が重要となる」と記載されていることは評価できますが、人材の育成・確保に関する具体的な取組が明記されていないのは非常に残念だと考えます。 ・行政(国や地方公共団体)、男女共同参画センター、民間企業や地域社会、など、様々なセクターにおいて、男女共同参画の担い手となる人材をどのように育成・確保するのか、国や地方公共団体の重点的に取り組むべき政策・施策を、この機会に検討し、男女共同参画計画に明確に記載して頂きたいと考えます。

38	女	70代	114	<p>(1) 施策の基本的方向 素案の文言を下記のように変更していただきたい。 素案： ○ 政策の立案に際しては、可能な限り、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）、データ、アンケート調査等を活用する。 変更案： ○ 「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）、データ、アンケート調査等が、どの程度政策の立案に活用されたかをデータで示す。」とする。 すなわち、素案の記述から「可能な限り」を削除し、「どの程度政策の立案に活用されたかをデータで示す。」を加える。 理由： そもそもジェンダー統計、データ、アンケート調査等の目的は、政策立案等に活用することにあるが、現在の 基本的方向 の記述では、「可能な限り」とあり、(p.114)、活用の意欲が弱く、また、政策立案等にどのように活用されたかが把握できない。</p>
39	女	60代	113	<p>既に3つ意見を送信しておりますが、その中では書ききれなかったこと、全体に関わることでお伝えしておくべきことがらがありますので、記述いたします。</p> <p>1つは、内閣府の新設する男女共同参画機構が中心となり、全国の地方公共団体、男女共同参画センターを支援、指導するとした場合、たとえば、東京都言えば、東京都に対して、A区、B市に対して、内閣府が直接指導するのでしょうか。指示、支援、教育研修のやり方が、素案の記述だけでは見えて来ません。今まで22年間男女共同参画センターに勤務していましたが、区や市によって事業の企画のやり方は様々でした。</p> <p>もう1つは、別の意見にも記述しましたが、実際に現場で事業を企画、実施するのが非常勤公務員、あるいは業務委託、指定管理の担当者であるため、実際に専門知識、業務を回していくための企画力やスキルがあったとしても、それを生かすチャンスが与えられない場合もあり、問題になっていました。</p> <p>現場で事業を実施する立場にありながら、単年度ごとの雇用の更新で立場が弱いために専門性を発揮できないという問題は、解決すべきではないでしょうか。労働者として、男女共同参画センター職員の処遇、経済的に自立して生活できる給与水準、福利厚生を整備することも喫緊の課題ではないかと考えます。</p> <p>そして男女共同参画の事業を企画・実施していくには、どのような専門性、スキルが必要なのかということをはっきりと、それらを要件として人材を採用したり、採用後に育成していくことも、重要ではないかと考えます。素案には「知識や定量的なデータ」に基づいて進めていくという表現もよく出ていますが、それだけでは、よい男女共同参画事業を立案、実施するのは難しいと思います。ちなみに事業の効果を数値で評価するのもなかなか難しいと感じました。</p> <p>自身のことで大変恐縮ですが、大学院修士課程でジェンダーを学び、他の分野での社会人経験も10年以上あり、キャリアコンサルタントの資格、勤務経験もありましたが、男女共同参画センターで20年以上勤務しても、待遇がアップせず、残念なキャリアとなってしまいました。</p> <p>基本計画の立案だけでなく、その計画を誰がどのように実行していくのか、しっかりと検討していただきたいと存じます。</p>

40	その他	30代	-	<p>この基本計画の名称や内容、男女共同参画室の「男女」を「ジェンダー」に変えてほしいです。</p> <p>私は生まれた時に割り当てられた性は女性ですが、ノンバイナリーを自認しています。ノンバイナリーであることが、私のアイデンティティであると実感しています。</p> <p>そのため、書類などの性別解答欄では、「その他」の選択肢を選ぶようにしています。</p> <p>さて、私が居住している地域では、地域の男女共同参画センターを使用する際、使用後アンケートを記入します。</p> <p>このアンケートの性別記述欄が、「男女」2つの選択肢から「男性・女性・その他」に変わりました。</p> <p>この変化は、私を含めた利用者が「性別記述欄に男女以外の選択肢を加えて欲しい」と求めたことも影響していると考えています。</p> <p>センターをこれまで利用していなかった若い世代が利用することにより、「男女」記述から変化したのではと考えています。</p> <p>公的機関がこのような対応をしてくれたことにより、シスヘテロ女性ではない自分が男女共同参画センターを利用する</p> <p>後ろめたさが払しょくされ、受け入れられた実感がわきました。</p> <p>男女二元論ではくれない人々をエンパワーするためにも、基本計画の名称や男女二元論から、より包摂性のあるジェンダーという表現や考え方に変えてほしいです。</p>
41	女	20代	-	<p>「男女共同参画」という名称から男女二元論を前提としており、疑問を覚えます。</p> <p>ジェンダーという言葉に置き換えることで男女二元論に基づかないあらゆるジェンダーの方を包括できます。</p> <p>また、LGBTQ+の当事者の方も性と生殖に関する医療へのアクセスが保証されるべきで、不妊治療などの権利を法的に認めてください。</p>
42	男	40代	113	<p>新設される「男女共同参画機構」について、本計画に記載の多くの施策は厚生労働省、こども家庭庁、文科省等の様々な施策を含む、もしくは強く関係するものが多く、新たな部署を設けては二重行政に繋がる懸念があり、設置することは好ましくない。</p>
43	女	40代	114	<p>(1) 「男女共同参画」という言葉ではなく、「男女平等」にしてほしい。</p> <p>積極的に社会のしくみづくりに関われる人もそうでない人もそもそも平等であるという視点が「共同参画」表現から感じられるので避けてほしい。</p> <p>(2) また、同時に「ジェンダー平等」という表現は今後も避けるようにおねがいします。なぜなら、性的マイノリティと、女性（の身体を持つ人）の困難については一部かぶる部分もありますが「別物」だからです。</p> <p>さらに、LGBT差別に対する対応と、女性差別への対応を同じ枠組みの中で解決しようとししないでください。マイノリティの中に男性が含まれる分そちらが優先され、結局女性差別に関するリソースがLGBTに割かれている現状があります。「世界でいちばん最後まで残るのが女性差別」という皮肉がありますが、それを実現しないようにする必要があります。</p>
44	女	60代	114	<p>(追加したので再送) 「1 国内の推進体制の充実・強化」の「(2) 具体的な取組」について、(2)として、下記を入れること(番号は先に送っていく)。</p> <p>(2) 「男女共同参画会議の下に置かれる専門調査会として、「影響調査専門調査会」を再び設置し、影響調査を実施する。また、全府省および地方政府がこの調査を実施可能となるような体制を組み、男女共同参画機構も活用しつつ、「ジェンダー主流化」を具体的な政策プロセスとして実行する。</p> <p>また、(3)として、下記を入れること(番号は先に送っていく)。</p> <p>「男女共同参画会議の下に置かれる専門調査会として、「監視専門調査会」を再び設置し、実施された施策についての検証、評価を行い、次のサイクルにつなげてゆく(2025年6月の法改正で、男女共同参画社会基本法第18条の3において「その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする」とされたことに鑑み、これを積極的に推進する)。</p>

45	女	50代	115	<p>丸番号6の「税制や社会保障制度について、男女共同参画の形成に及ぼす影響を調査し、必要に応じ、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べる」ことを、男女共同参画会議だけでなく、あらゆる政策決定の場面に適用し、徹底してほしい。また、各自治体においても同様のチェック機能が働くよう制度を整えるとともに、必要な予算措置を講じていただきたい。</p> <p>男女共同参画社会の実現は我が国社会を決定する最重要課題であり、社会のあらゆる分野において施策の推進を図ることが重要であり、そのためには、すべての政策・事業にジェンダーの視点を取り込む「ジェンダー主流化」が必要不可欠と考えます。これまでジェンダーの問題として検討されにくかった分野においてジェンダー統計を用いた課題分析を行うことで、より有効な解決策を行うことが可能となります。とくに地方における人口減少、若者の流出、所得格差等の問題において、ジェンダー分析のない政策・事業の検討・立案により、これまで実効性のある取組ができてこなかったのではないかと考えます。ジェンダー統計により若者の地方流出の背景に男女それぞれの課題があることがわかれば、より有効な対策を講じることができず。</p> <p>地域によってその背景が大きく異なる問題に関しては特に、ジェンダー分析に基づく対策が、各自治体により検討・立案されることが必要です。自治体における「ジェンダー主流化」をより一層進めるよう、必要な体制づくりと、予算措置が不可欠と考えます。</p>
46	その他	30代	114	<p>基本法や基本方針の名称自体が男女二元論を前提としている現状を変えるため、男女共同参画室を「ジェンダー平等省」などあらゆるジェンダー・セクシュアリティの人簿とを包摂し、ジェンダーに基づくあらゆる課題に横断的に取り組める省庁とするための検討・準備を開始すること。それにあわせ、基本法や基本方針もジェンダー平等とすべき。国が変わらないと地方自治体もなかなか変わらない。</p>
47	女	50代	114	<p>「(1) 施策の基本的方向」において、書きぶりが第5次計画よりもより具体的かつ力強いものになっていることを高く評価する。各プロセスに男女共同参画の視点を取り込むための具体的な行動として「政策方針決定過程への女性の参画を促進し」「予算の編成・執行に当たっては、男女共同参画に資するものとなるよう留意しつつ」と書いたことや、「男女共同参画会議における監視・影響調査等の機能強化に取り組む」と明記したことを強く支持する。また、ジェンダー統計についても、前計画の「男女別データの把握等に努めることが求められる」という弱い書き方から大きく前進し、「政策の立案に際しては、可能な限り男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）、データ、アンケート調査等を活用する」と明記したことや、「男女別データの重要性について周知啓発するとともに、その把握及び利活用の促進」を明記したことも高く評価できる。さらに、ジェンダーアイデンティティの多様性への配慮を明記しつつも、男女別データの重要性をはっきりと述べ、その重要性を周知啓発するとしたことも、非常に意義深いことである。ただし、経済センサス基礎調査の事業所調査の従業員数が令和6年調査から男女別でなくなるなど、国や自治体、企業でも、ジェンダー統計の充実の観点からは望ましくない性別欄・男女別データの削除が今も進んでいる。そのため、「男女別データの重要性について、国の各府省や関係各機関、国民、企業、地方公共団体、民間団体等に周知啓発するとともに」と、周知啓発の対象を明確に列記すべきである。加えて、内閣府のジェンダー統計整備状況調査が明らかにしたように、性別情報を取得していなかったり、性別変数を把握していても男女別集計が行われていない基幹統計や特定一般統計が数多くある。こうした現状から考えれば、「その把握及び利活用の促進に取り組む」という書きぶりはまだ弱すぎる。「内閣府の持つ総合調整権能に基づき、その把握及び利活用を促進する」と書いてほしい。</p>
48	答えたくない	10代以下	113	<p>「次世代を担う若年世代を含めた…」という文言をぜひ残していただきたいです。地方に住む10代として、今の政治を担っている世代の方々と比べて私達若者の意見の反映が難しい状況であると感じています。世代間、育った環境の違いによる分断を無くすためにも様々なバックグラウンドを持つ者同士でこのジェンダーの問題に取り組むということを経験としてしっかりと明記することが極めて重要だと感じます。</p>

49	男	30代	115	<p>「ジェンダー統計のさらなる充実に向けて、人によってジェンダーアイデンティティの在り方が多様であることに配慮しつつ、その重要性について、周知啓発に取り組む。」とあり、ジェンダー統計やジェンダーアイデンティティ等について言及できている点は大いに評価できる。ジェンダーアイデンティティだけでなく、LGBTQ+全体の国内の公的データも収集していくべきであり、ジェンダーアイデンティティだけでなく性のあり方の多様性についても言及できると良い。</p> <p>また、「男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進」全体について、構成員に男女だけでなく、多様な背景や性的マイノリティ当事者も構成員に含め、男女以外の多様な性についてもきちんと国内の公的なデータを踏まえた男政策の企画立案及び実施等を推進していくべきである。</p>
50	その他	20代	114	<p>私は女性に割り当てられた性を持つノンバイナリーです。男女共同参画の中で対象が「男女」に限定されることは、私のような属性を持つ人が取りこぼされることとなります。実際に、素案の中の方針計画は私が実際の生活上で格差や困難を感じていることに即していない想定が多くあります。現代の多様性に即した言葉を使用してください。「ジェンダー平等省」のような名称に変更してください。</p>
51	答えたくない	30代	3	<p>国内人権機関が欲しいです。</p> <p>(12) あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。国の審議会～その外部有識者たる構成員についても性別の偏りが無いよう取組を進める。</p> <p>と資料にある通りの事を推進するはとても良く、賛同します。</p> <p>であれば今回も沢山の資料のある事を国会の機関で専門的に決める人々が欲しいです。</p> <p>国連でも指摘されていた事です。隣国 韓国にもある機関をぜひとも日本でも導入して欲しいです。</p> <p>韓国の人権関係のニュースを翻訳でも見聞きするたびに羨ましく思っていました。人権を大切にするとなにかのニュースでどこかの省庁の人が答弁していたときに真っ先に人権機関の事を思い出しました。</p> <p>ぜひとも導入しましょう。</p>
52	女	70代	-	<p>III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化 基本認識</p> <p>素案では、国内本部機構として、男女共同参画会議を位置づけている。</p> <p>第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会の総括所見は、日本に女性問題を専任する省庁がないことに懸念を示し、「女性問題とジェンダー平等に関する専任の省、およびジェンダー平等政策と戦略の実施をモニターし、一貫性を確保するために都道府県および地方レベルでそれに対応する部局を設置すること」を勧告している。基本計画では、勧告を真摯に受け止め、ジェンダー平等に関する専任の省設立に向けた計画を示すべきである。</p> <p>また、2016年3月に廃止された監視専門調査会は男女共同参画基本計画の施策の実施状況及び女性差別撤廃委員会からの総括所見における指摘事項への対応状況を監視するという重要な役割を担っていた。この調査会を復活させるなどの方法で、基本計画の実施状況および女性差別撤廃委員会からの勧告への対応状況を監視し、その実施を強化することが求められる。</p> <p>素案では、新設された男女共同参画機構や全国各地の男女共同参画センターの役割が強調されている。新設された男女共同参画機構が、各地の男女共同参画センターの独立性・独自性を尊重し、女性差別撤廃条約に基づく、ジェンダー平等社会の実現に資する活動をすすめられる十分な予算措置について盛り込まれるべきである。</p>
53	女	20代	114	<p>男女共同参画ではなく、ジェンダー平等という名前にしてほしいです。</p> <p>男女というと含まれない人を出してしまうだけでなく、目的を曖昧にしかねないと思います。</p> <p>「男女がそれぞれのやり方で社会に参加すること」を求めているわけではなく、「全ての人がジェンダーやセクシュアリティによった差別にあわない社会にする」ことが大切だと思います。</p> <p>「男女」のみならず「共同参画」という含みを持たせた表現を使うべきではないと思います。</p>

54	女	60代	114	<p>「男女共同参画」ではなく、「ジェンダー平等」という言葉を使うべきです。すでに、男女共同参画社会基本法は、英語記述ではGender Equallyです。男女二元論を前提とする名称をやめ、また、「参画」ではなくその先の「平等」を明確に打ち出すため、基本法や基本計画、内閣府男女共同参画室の名称の変更すること。</p> <p>内閣府男女共同参画室を「ジェンダー平等省」など、あらゆるジェンダー・セクシュアリティの人々を包摂し、ジェンダーに基づくあらゆる課題に横断的に取り組める省庁とするための検討、準備を開始すること。</p> <p>男女共同参画社会基本法に代わる「ジェンダー平等実現のための基本指針」の策定に取り組むこと。</p>
55	女	50代	-	<p>男女共同参画 推進体制の整備強化 共同参画で 迷惑するのは 男性の仕事を 女性にしると命令されること 弱い男性こそが 不平不満を言っている 男性社会という事実なのだから 必ず女性は迷惑する 何が迷惑するのがをわからずに共同と叫ぶのはやめてほしい あばちゃんがおっさんにならないといけなくなっている</p>
56	女	50代	114	<p>●「男女共同参画」ではなく「ジェンダー平等」にしてほしい！</p> <p>○基本法や基本計画の名称自体が、男女二元論を前提としている現状を変えるため、内閣府男女共同参画室を「ジェンダー平等省」など、あらゆるジェンダー・セクシュアリティの人々を包摂し、ジェンダーに基づくあらゆる課題に横断的に取り組める省庁とするための検討・準備を開始すること。それにあわせ、男女共同参画基本法に代わる基本方針として「ジェンダー平等のための基本指針」の策定に取り組むこと。(111)</p> <p>・p2にある多様な幸せ (well-being) を実現する社会形成が良いです。 ・p7の誰もが、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにするためには、個人の人権が尊重され、安全に、かつ安心して暮らせることが不可欠である。も納得できないことが書かれていると思います。 ・第6次男女共同参画基本計画は、2030年まで。同じく国連のSDGsも2030年までの目標であり、「誰ひとり取り残さない」はずなので、男女2言論な「男女共同参画」ではなく「ジェンダー平等」にしてほしい！</p>
57	女	80代以上	113	<p>p. 113-114 III推進体制の整備・強化 ◆2 (1) 基本認識に「○女性差別撤廃委員会の総括所見（最終見解）を誠実に履行することが重要である。」の1文を入れる。 ◆1. 国内の推進体制の充実・強化 (2) 具体的な取組に「(8)男女共同参画会議に女性差別撤廃条約専門調査会を設置し、女性差別撤廃委員会の総括所見（最終見解）等の実施状況についての監視機能を強化する。」を入れる。 【理由】総括所見（最終見解）等の実施について、定期的にモニターする機関が必要である。</p>
58	男	40代	-	<p>今回、初めてパブリックコメント募集の形式を見たのですが、率直に「できるだけ意見を出させないようになっているのでは」と感じました。分野や項目番号、該当ページ数の記入を求める構成は、制度に詳しくない一般市民にとって非常に分かりづらく、意見提出のハードルが高すぎます。本来、パブリックコメントは広く国民の声を集めるための仕組みであるはずですが、にもかかわらず、形式が複雑で、素案の構成も分かりにくく、意見を出したい人の意欲を削いでしまうような印象を受けます。誰もが気軽に意見を述べられるよう、記入項目の簡素化や自由記述中心の構成への見直しを強く求めます。</p>

59	男	70代	-	<p>第2部「政策篇」 III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」 女性差別撤廃委員会の勧告では、「女性の地位向上のための国内本部機構」について、「女性問題とジェンダー平等に関する専任の省、ジェンダー平等政策と戦略の実施をモニターし、一貫性を確保するために締約国全域の都道府県および地方レベルでそれに対応する部局を設置すること」「第6次男女共同参画基本計画の策定および実施を含め、多様な背景を代表する女性市民社会組織の有意義かつ具体的な関与を確保し、女性の権利とジェンダー平等を主張し推進するという極めて重要な役割を遂行できるよう、それらの組織への技術的および財政的支援を強化すること。」と示されている。</p> <p>一方、素案では「内閣府に置かれる重要政策会議である男女共同参画会議」「男女共同参画推進本部」「すべての女性が輝く社会づくり本部」「男女共同参画推進連携会議」などが列挙されており、さらに「男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして男女共同参画機構を新設し、(中略)地方公共団体および全国各地の男女共同参画センターを支援する」と記載されている。</p> <p>(1) 素案の記述では、国内本部機構の中心がどこにあるのかが不明確であり、制度的な一貫性や統合性に欠ける印象を与える。新たな法律の制定や改訂のたびに場当たりに「〇〇本部」が設置されているように見受けられる。どこが中心なのか明確な位置づけが必要である。</p> <p>(2) 現在のような兼任の大臣ではなく、女性差別撤廃委員会の勧告にあるように、ジェンダー専門政策を専門的かつ継続的に担う「専任の省」と「専任の大臣」を設置すべきである。</p> <p>今回は素案の決定が遅れ、パブコメの期間がとても短かった。今後は十分な時間の確保を求めたい。</p>
60	答えたくない	30代	114	<p>基本法や基本計画の名称自体が、男女二元論を前提としている現状を変えるため、内閣府男女共同参画室を「ジェンダー平等省」など、あらゆるジェンダー・セクシュアリティの人びとを包摂し、ジェンダーに基づくあらゆる課題に横断的に取り組める象徴とするための検討・準備を開始することを求めます。</p>
61	女	30代	-	<p>基本法や基本計画自体が男女二元論を前提としており、男女とつくのに内容自体を見るとジェンダーという名詞(ジェンダーアイデンティティ、ジェンダー統計等)を使用しているため、男女共同参画基本法に変わる基本方針として「ジェンダー平等のための基本資本」の策定し、また内閣府男女共同参画室を「ジェンダー平等省」などあらゆるジェンダー・セクシュアリティの人々を包摂し、尊重できるような社会実現の取り組みを検討・準備を実施可能にすること。</p>
62	女	20代	114	<p>生まれ持ったからだの性と性自認が同じ人ばかりではないので、男女共同参画や男女平等という表現ではとりのこされていると勘じさせていただきます。</p> <p>今後は男女二元論の考え方ではない表現、ジェンダー平等という表現を使ってもらいたいです。</p>
63	女	60代	112	<p>(2) 具体的な取組 7について 私は事実婚であるが、今のまま、選択的夫婦別姓が実現しないと事実婚が増えて戸籍制度の形骸化に繋がると思っている。 事実婚の統計調査の必要があると考える。 また、フランスのパックス法のような法律の日本での可能性について、意識調査も必要と思う。</p>

64	女	50代	113	ジェンダー平等の実現のためには、研修の場が必要。オンライン研修は知識の獲得にはいいが、人とのつながりが出来ない。国立女性教育会館の宿泊研修出来る環境を維持すべき。理系女の合宿も出来なくなり、今後の進展が妨げられる。この影響が将来もたらす損失はおそろしい。 併設で女性の助けとなるシェルターや親子で保養する場、就労支援等を行ってはどうか。女性のための施設はさまざまな国にあり、せめてジェンダー平等が実現するまでは必要である。また、各地の男女センターも維持できるよう、内閣府が支援しないとジェンダー平等推進どころか後退する。各地の活動の厳しさを見るにつけ実感する。
65	女	60代	114	提案 ジェンダー統計の項目をもっと多分野にしてください。 (心理学の視点から) 子どもも含め、自殺についてのジェンダーの視点からの分析は必須です。 離婚男性の自殺率の高さ・生活面、精神面を妻に依存していたことの証左？ 世界的に見た時の男女比率の差の分析が必要 ・アジアは相対的に女性の自殺死亡率が高い G7では日本女性が一番高い 男性は2番目など。
66	その他	40代	-	人権や差別の問題を扱う博物館や資料館、ヌエックのような図書館、男女共同参画センターを充実させてほしい。
67	男	50代	113	基本認識に「男女共同参画に関する施策を総合的に行う『ナショナルセンター』として男女共同参画機構を新設し、地域における諸課題の解決に取り組む地方公共団体及び全国各地の男女共同参画センターを強力に支援する」と書き込まれていることは評価します。しかし、現状では男女共同参画担当大臣は兼務で、国民の目から見てわかりやすいとは言えません。この際、男女共同参画省もしくはジェンダー平等省を設け、専任の大臣において、予算を確保して男女共同参画・ジェンダー平等施策を強力に推進する体制を整えていただきたいと思います。
68	団体として提出	団体として提出	-	III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化 ◇素案は「男女共同参画会議」を国内本部機構として位置づけ、推進体制に「男女共同参画推進本部」「すべての女性が輝く社会づくり本部」「男女共同参画推進連携会議」、さらに男女共同参画機構の新設を列挙しているが、男女共同参画を担当する大臣は兼任のままである。女性差別撤廃委員会の勧告にしたがい、女性問題とジェンダー平等に関する専任の省と、都道府県および地方レベルでそれに対応する部局の設立、そうした省への十分な人員や予算の配分を明記すること。 ◇NGOをはじめ「多様な主体」との連携をすすめるうえで、意見募集の期間を十分にとるなど市民社会の声を「聞く」機会を保障すること。現場で活動する女性・市民団体からの意見や情報を広くとりいれる体制を明記すること。
69	女	40代	113	男女共同参画機構の新設による各センターの機能強化や、バックアップ体制の充実に関する記載があるが、センターで働くスタッフが経済的に不安定な状況にある現実に関する改善の記載がない。指定管理等、公設民営の施設が多くあるが、男女共同参画施策と指定管理システムの相性が悪いと感じている。 センターで働く人の意識が高くなればなるほど、行政との意識の乖離がある。こちらの改善策についても、目標値を付けて欲しい。各センターで質の高い情報を持っているスタッフはほぼボランティア状態だと言える。
70	団体として提出	団体として提出	115	「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）について、過年度の調査結果を基にジェンダー統計の更なる充実に向けた取組を進める。」とされている（115ページ）が、ジェンダー統計の更なる充実と公表を行っていただきたい。 第1部 基本的方針の3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等での言及をはじめ、地域における男女共同参画の推進の、交通対策やまちづくりにおけるジェンダー主流化（93ページ）、防災・災害対応におけるジェンダー主流化（85ページ）など、ジェンダー主流化はさまざまに言及されている。ジェンダー主流化のものは、ジェンダー統計であるので、ジェンダー統計の項目をもっと他分野に広げることも含め、地域比較、国際比較ができるようにしていただきたい。また、それを、特定の研究者や一部の人のだけでなく、市民にも公表していただきたい。

71	その他	30代	-	<p>III「推進体制の整備・強化」において、国・自治体・市民社会の連携強化、男女共同参画機構の新設、ジェンダー統計の充実など、体制面での具体策を提示している点を評価します。国民的取組とエビデンスに基づく政策形成を進める姿勢は重要です。</p> <p>一方で、以下の点を補強すべきです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. LGBTQや多様なジェンダーの視点 ジェンダー統計の整備において「男女」の二分法にとどまらず、性的指向・性自認を含めたデータ収集と利活用が必要です。政策立案や効果検証において、多様な人々の実態を反映できる仕組みを明記してください。 2. 地方格差の是正 市町村計画の策定やセンターの活用において、都市部と地方で大きな格差があります。特に小規模自治体での人材・財政不足を補うため、国が専門家派遣や財政支援を拡充すべきです。 3. 若者・当事者参画の強化 政策形成に若年層や当事者団体の声を組み込む仕組みを制度化してください。特にLGBTQや障害者、外国ルーツの若者が安心して意見表明できるよう、多様な背景に配慮した参画方法が必要です。 4. 市民社会・NPOとの連携 推進体制の中でNPOや地域団体が果たす役割は大きいですが、継続性のためには財政的基盤強化が不可欠です。男女共同参画推進連携会議に市民団体の意見を反映する仕組みを強化してください。 5. 透明性と説明責任 政策や統計の成果は、国民にわかりやすい形で公開することが重要です。特にジェンダー統計や施策評価の情報を積極的に公開し、社会全体の理解と参画を促進してください。 <p>結び 推進体制の強化は、全ての分野に横断的に関わる基盤です。IIIにおいては、男女だけでなくLGBTQを含む多様な人々を反映し、地方格差を是正し、市民社会・若者の声を政策に取り込むことで、真に包摂的な男女共同参画社会の実現を目指すことを強く要望します。</p>
72	女	60代	114	<p>「ジェンダー平等省」を設置し、ジェンダーに関するあらゆる課題に包摂的に取り組めるようにすること</p>
73	女	70代	113	<p>男女共同参画社会の実現に向けた国内の推進体制に関して、男女共同参画局は、女性問題の国内本部機構の事務局としての役割を担っているが、現実的には、内閣府内の調整機関であり、その権限、予算、人員などは十分とは言えないのではないかと。</p> <p>1999年に男女共同参画基本法が策定され、2000年に閣議決定された第1次の男女共同参画基本計画では、計画の推進において、国内本部機構が中心となって、関係行政機関の緊密な連携のもとに、国際社会の取組や我が国の経済社会の変化を踏まえながら、多岐にわたる取組を整合性をもって総合的効率的に進めるとある。そして国だけでなく自治体、女性団体、企業、各種団体、メディアその他と有機的に連携する国内本部機構を軸としたネットワークの形成を図るとされた。</p> <p>男女共同参画機構の新設に伴い、基本法も改正され、新たな出発をすることを機に、男女共同参画局が内閣府に置かれた当初の趣旨に立ち返り、強力に取組を進めていただきたい。</p> <p>私たちは、インターネットやオンラインを通じて、地方にしながら、男女共同参画局とも連携できるし、取組を応援している。</p> <p>男女共同参画局の強力なイニシアティブの発揮と、地方自治体、女性団体・市民団体との連携、共創をお願いします。</p>

74	女	40代	114	<p>現行の「男女共同参画基本法」や「男女共同参画基本計画」という名称は、男女という二元論を前提とした枠組みに立脚しています。しかし、社会には多様なジェンダーやセクシュアリティをもつ人々が存在し、二元論に基づく政策の枠組みでは十分に対応しきれない課題が顕在化しています。</p> <p>したがって、今後の政策推進にあたっては、名称や組織体制そのものを見直す必要があります。具体的には、内閣府男女共同参画室を「ジェンダー平等省（仮称）」などへと改組し、すべてのジェンダー・セクシュアリティを包摂し、ジェンダーに基づくあらゆる課題に横断的かつ総合的に取り組める体制を構築するための検討・準備を開始すべきです。</p> <p>あわせて、「男女共同参画基本法」に代わる基本方針として、「ジェンダー平等のための基本指針」を策定し、法的・政策的な枠組みを再整備することを強く求めます。このような改革を進めることで、誰一人取り残されることのない真のジェンダー平等社会の実現に近づくと考えます。</p>
75	女	40代	-	<p>男女共同参画については、社会として、国として、という視点というより、個々の人間が自分らしく人生を謳歌することを応援する、といった、人権中心の視点を明確にしていきたいです。</p>
76	団体として提出	団体として提出	113	<p>【午後3時に送信した文書と入れ替えてください。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍を主眼とするのではなく、性差別撤廃のための「ジェンダー主流化」を推進するナショナルマシーナリーとして内閣府男女共同参画局の権限機能を明記すること。 また、男女共同参画基本計画の施策の実施状況及び女性差別撤廃委員会からの総括所見における指摘事項への対応状況を監視するために、2016年3月に廃止された監視専門調査会を復活させること。 ・「基本計画や女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能の強化等を図るとともに、政府のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映されるようにする。」←上記の第3次基本計画の文言を入れる。 ・ジェンダー政策は兼任の大臣ではなく、「専任の省と大臣」を設置する。 <p>(理由)</p> <p>総括所見で、「女性問題とジェンダー平等に関する専任の省、ジェンダー平等政策と戦略の実施をモニターし、一貫性を確保するために締約国全域の都道府県および地方レベルでそれに対応する部局を設置すること」を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー予算に関し、対日審議でCEDAW委員から「どのような形で進めておられるのか。国家予算の中でジェンダー予算の考え方をどういった形で含めているのか。特にこの5年間に於いてどのような活動がされているのか。」と質問があった。韓国のジェンダー予算の先例を参考に、日本でも本格的に取り組むべきである。
77	女	70代	115	<p>該当ページ：115 (2) 具体的な取組 素案： 3 (中略) 業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。</p> <p>意見：この文を以下のように修正していただきたい。 3 (中略) 業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別に把握・分析するとともに、これらの統計を政策決定に活用した好事例を示す。 すなわち、素案の「都道府県別にも把握・分析できるように努める。」を「都道府県別に把握・分析できるようにするとともに、これらの統計を政策決定に活用した好事例を示す」と変更する。</p> <p>理由： そもそもジェンダー統計、データ、アンケート調査等の目的は、政策立案等に活用することにあるが、現在の(2)具体的な取組からは、どのように政策立案等に活用されたかを把握できない。</p>

78	男	40代	114	<p>男女共同参画に関する諸施策について、出生率との関係性を評価し、国民に示す、と記載してはいかがでしょうか？</p> <p>国の少子化対策についてはその効果（出生率改善）を示すエビデンス、すなわち対策の諸政策と出生率との相関関係を示すデータが無く（参考1）、今後も示せそうにない（参考2）、と第213回参議院にて答弁が為されています。EBPMの観点からは看過できない状況であり、税の効果的な活用を図るためにも、実態の早期把握が望まれます。男女共同参画は、「男女共同参画と少子化対策は車の両輪」として「少子化対策としても有効なのである」ということで始まっており（参考3）、今回の第6次計画素案の諸政策もこども家庭庁他で少子化のトレンドを変えるものとして期待されているものが含まれています。そのような狙いが少なくとも国民から見て示されている一方、先の参院選では、あろうことか、「男女共同参画こそが少子化を進めた」という言説も起こっています。しっかりと政策の正当性を国民に示し、納得の上で男女共同社会の実現に取り組むことが、本計画にも求められるように考えます。</p> <p>参考1）参院質問主意書 213第27号 参考2）参院質問主意書 213第77号 参考3）平成18年版男女共同参画白書</p>
79	女	70代	-	<p>ナショナルセンターとして男女共同参画機構が設置され、全国の男女共同参画センターを支援するとのことだが、男女共同参画センターの多くの業務が、非正規職員が担っている現実がある。</p> <p>男女共同参画センターは、実態の調査、効果的な施策の提案など、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための中核組織である。職員の雇用形態を含む待遇改善を図ることが喫緊の課題であり、第6次計画にきちんと位置付けるべきである。</p>
80	男	40代	1	<p>政策立案において、「すべての国民が安心して生活することができるようとなるよう、留意する」の文をいれる。</p> <p>それと、政策が国による国民への価値観の押し付けにならないよう、「幸福度」といった概念も参考にするようにする。</p>
81	女	50代	115	<p>「（2）具体的な取組」の（3）において、「また、男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法（平成19年法律第53号）に基づく二次的利用を推進する。」とあるが、「男女共同参画に関する重要な統計情報」として一般的には認知はされていないが「男女共同参画の推進に資する」統計や、「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計」は数多く、そうした統計情報も含めてジェンダー統計化がすすみ活用されてこそ、「男女別データの把握及び利活用の促進」が行えると考える。そのため、この箇所は、「また、男女の置かれている状況を客観的に把握するにあたって重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法（平成19年法律第53号）に基づく二次的利用を推進する。」とするべきである。</p> <p>また、同じ箇所の（4）においては、「その重要性について、周知啓発に取り組む」と周知啓発対象を書かずに曖昧にすることなく、「その重要性について、国の各府省や関係各機関、国民、企業、地方公共団体、民間団体等への周知啓発に取り組む」と、周知啓発対象を列記して明確化するべきである。</p>
82	その他	30代	114	<p>男女共同参画社会基本法および基本計画の名称が、「男女」だけが入っていることで、この社会が男女二元論を前提としていることになっています。</p> <p>これを「ジェンダー平等」という言葉に変えてほしいです。</p>
83	女	30代	114	<p>「男女共同参画」ではなく「ジェンダー平等」にしてほしい。</p> <p>男女二元的な表現を廃止しジェンダー表記を希望します。</p> <p>また平等あつての共同参画だと思います。</p>
84	女	50代	-	<p>センターの機能強化と充実のため、男女共同参画に関わる人たち、女性支援に関わる人たちが、やりがいの搾取とならないために、しっかりとした体制を整えることができる予算をつけられるようサポートが必要である。</p>

85	女	20代	-	<p>学識者だけでなく、当事者の声、現場の声を聞かずして、実際にどのようなインパクトがあるのか、実態は把握できない。そのため、「男女共同参画機構による研究調査等」ではなく、「現場や当事者からの聞き取り調査や実態調査を含む男女共同参画機構による研究調査等」とするべきである。</p> <p>フォローアップ実施状況も不透明である。PDCAサイクルを確保するには透明性のあるフォローアップが必要不可欠である。また、実際にどのようにフォローアップが行われているのか、実施状況や結果について、国民に開示するべきである。</p> <p>また、III 2 (2) 1. において、「各年ごとに特に重点を置いて6次計画の成果目標の達成状況や取組の進捗状況の点検を行うべき事項・分野について、丁寧なフォローアップを実施する。その結果も参照しながら、必要に応じ内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べるなど、更なる取組を促す」と書いてあるが、どのように点検を行うのか、その手法や枠組みについても検討し、開示するべきである。</p> <p>フォローアップや計画の策定には当事者の人を入れるべきである。当事者との意見交換、当事者の視点を入れることも重要である。特に女性でありマイノリティの属性も持っている人は、女性であるだけでなく複合的で交差的な差別を経験することが多い。そのため、「女性である」というだけでは彼女たちの声は代表されない。</p>
86	答えたくない	50代	113	<p>(1) EBPMの方針を支持します。そのためには、国が関与するあらゆる統計データにジェンダー統計を取り入れるべきです。その際、学者・有識者の知見や分析技術をフルに活用することが効果的です。積極的に進めていただきたいです。特に、ジェンダーを専門とする社会科学系有識者のみならず、データのプロとして情報科学系研究者の力も使えるよう、例えば、あらたな異分野連携の重要テーマとして指定する、など、可能だと思います。</p> <p>(2) 「男女共同参画」は、本質的に人権問題であることから、すべての政策の基盤自体となるものです。したがって、内閣府がリードをしながらも、男女共同参画のための施策は各省庁責任で提案実行する、というやり方も大事かも知れません。</p>
87	その他	30代	114	<p>「男女共同参画」という言葉自体が、男女二元論を前提にしており、ノンバイナリーやその他、男女という区分にはまらない性別を生きている人々を排除するものとなっています。</p> <p>また、「共同参画」という言葉にも問題があります。社会に生きる人々は生まれながらにして社会に参画しているものですが、そうではなく、「条件を満たせば参画とする」というようなメッセージを持つ言葉だからです。「就業は生活の経済的基盤であるとともに」ともありましたが、就業は生活する選択肢の一つに過ぎないものです。全国民が「就業」するわけではなく、そうしなくても、心地よく、権利を十分に獲得して生きていける世の中であれば、ただの能力主義であり健全者至上主義であり、多くのものを見捨てる考え方に過ぎません。その上には平等はあり得ません。働くことや子どもを産むことが社会参画だという認識に飲み込まれないためにも、「男女共同参画」ではなく「ジェンダー平等」という言い方に変更されるべきです。</p>
88	女	60代	-	<p>まだまだ出産に対して給料とか男の参加など少なく女にとって不利です</p>
89	男	20代	114	<p>若者活動家として、III「男女共同参画社会の実現に向けた推進体制」における『政策の企画立案及び実施等の推進』の観点に意見を述べます。「若年層の声を踏まえて政策を立案することが望ましいとの認識に立ち、若年層とも意見交換等を行い、政策をより良いものへとブラッシュアップ」という文言が入ったことを高く評価しています。私自身も、自分の声がしっかりと聞かれ、政策に反映されることを願っています。しかし、より広くさまざまな若者の意見を集めるために、安心して声を上げられる環境の整備が必要です。特に、ジェンダーやLGBTQ+に関する課題に取り組む当事者団体やアクティビストが、ネット上で攻撃や標的化を受け、発言や活動を控える事例が見られます。これは政策に多様な意見が反映されにくくなる要因であり、民主的な政策形成の観点からも課題です。したがって、安心して意見表明・参画できる空間を制度的に担保する取組を計画に明記していただきたいです。</p>
90	男	40代	-	<p>今回のパブリックコメント募集の形式は、国民の意見を真に反映する姿勢があるのか疑問に感じます。「該当分野」「項目番号」「該当ページ数」の記入を求めながら、肝心の素案の構成や目次が分かりづらく、資料も分割されていて探しにくいのは怒りさえ覚えました。もしこれが企業間のやり取りであれば、不親切の極みであり、担当者の資質すら問われるレベルです。国民に意見を求めるなら、誰もが迷わずアクセスできるよう、構成や情報提供の仕方に工夫が必要です。現状では、国が企業努力を怠り、「昔から政府というのはこういうものだ」と思って思考が停止しているような怠惰や慢心、奢りを感じます。制度の透明性と信頼性を高めるためにも、資料の整理、記入項目の簡素化、そして本気で意見を受け止める姿勢の見直しを強く求めます。</p>

91	女	70代	-	山梨県では、それまで3館あった女性センターを1館にしてしまった。代替えの、スペース的なものは一応作ったが女性が生きにくい実態を行政のトップは分かっているのかと残念に思った。共同参画プロジェクトを司る部署が、格下げされたことも気になる。
92	女	50代	-	人権を専門にした裁判所の設置に向けた検討をすべきである。
93	女	70代	113	113頁に、以下の文言を入れる。 「女性問題に関する国内本部機構の機能強化、事務局機能の充実、女子差別撤廃委員会の総括所見の実施状況の監視機能を強化すべきである。」 【理由】現在、男女共同参画局は、女性問題の国内本部機構の事務局としての役割を果たしているが、同局は、内閣府内の調整機関であり、その権限、予算、人員はまったく不十分である。女子差別撤廃委員会の2024年の総括所見では、女性問題に関する専任の省を設けることが勧告されている。その趣旨をふまえて、国内本部機構の機能強化や事務局機能の充実に言及し、さらに、女子差別撤廃委員会の総括所見の実施状況の監視機能を強化すべきである。
94	女	40代	114	基本法や基本計画の名称自体が、男女二元論を前提としている現状を変えるため、内閣府男女共同参画室を「ジェンダー平等省」など、あらゆるジェンダー・セクシュアリティの人々を包摂し、ジェンダーに基づくあらゆる課題に横断的に取り組める省庁とするための検討・準備を開始してください。 それにあわせ、男女共同参画基本法に代わる基本方針として「ジェンダー平等のための基本指針」の策定に取り組んでください。
95	団体として提出	団体として提出	113	女性活躍を主眼とするのではなく、性差別撤廃のための「ジェンダー主流化」を推進するナショナルマシーナリーとして内閣府男女共同参画局の権限機能を明記すること。また、男女共同参画基本計画の施策の実施状況及び女性差別撤廃委員会からの総括所見における指摘事項への対応状況を監視するために、2016年3月に廃止された監視専門調査会を復活させること。
96	女	60代	-	国立男女共同参画推進センター（館）「老朽化」による閉館の撤回を求めます。 直接対面による交流の重要性、宿泊設備を含めた施設を擁することによる人的・経済的な地域の活性化、これまで館が収集・管理してきた男女共同参画に関連する膨大な資料の保存と次世代への継承責任等の観点から、新センター（館）の建設を要望します。 最後に、内閣府を含めた日本政府が政策推進に当たり、財政的裏付け及び基本的な政策として、逆進的な消費税を廃止し、累進課税による所得の再分配政策に転換することを望んでいます。
97	女	30代	114	「男女共同参画」ではなく「ジェンダー平等」という名称を用いてほしい。 (1) 基本法や基本計画の名称自体が、男女二元論を前提としている現状を変えるため、内閣府男女共同参画室を「ジェンダー平等省」など、あらゆるジェンダー・セクシュアリティの人々を包摂し、ジェンダーに基づくあらゆる課題に横断的に取り組める省庁とするための検討・準備を開始すること。それにあわせ、男女共同参画基本法に代わる基本方針として「ジェンダー平等のための基本指針」の策定に取り組むこと。(III1) (2) 併せて、計画全体を通じて「多様な性」を意識すること。現実には、男女二元論では十分に捉えることができません。
98	女	60代	114	(4) 市町村男女共同参画計画の策定～ 男女共同参画計画を策定している市町村では、毎年度、進捗状況評価を行っているところも多いかと思えます。進捗状況評価についても「見える化」を含む情報提供、好事例の収集・発信を行い、地方自治体のジェンダー主流化を促進いただきたい。

99	女	70代	113	<p>【基本認識】 一番目の○の最後に「女性問題とジェンダー平等に関する専任の省を創設し、必要な人員・予算を措置する。」と追記する。</p> <p>第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見のパラグラフ20 (a) (b)に「女性問題とジェンダー平等に関する専任の省」の設置と「そうした省に十分な人的、技術的、財政的資源を配分し、その職員にジェンダーに特化した専門性を確保し、政府のあらゆる政策においてジェンダー平等を主流化」するよう記されている。総括所見にあるように専任の省を設ける必要があると考えた。</p>
100	女	60代	113	<p>まず最初に、基本認識の4つ目について。男女共同参画機構が、地方公共団体や全国の男女共同参画センターを強力に支援する、とあります。トップダウンの雰囲気を感じ、実務、現場をよく知っているスタッフの意見が尊重されるか、非常に不安を感じました。男女共同参画は、不平等、差別の問題も多く扱います。上層の恵まれた方が現場を知らず、通り一遍の指示で、よい事業が行えないということは避けていただきたいです。実際に差別、課題を経験してきて、こういった事業を行ったほうが良いという、当事者、弱い人の役に立ちたいというマインドのある職員の意見を吸い上げられる組織を期待します。</p> <p>2の(1)施策の基本的方向について、一つ目に「政策方針決定過程への女性の参画を促進し」とありますが、素案の他の部分でも何度か登場している表現なんですが、それは、「女性の有識者」だったり、「女性の大臣」だったりすることが多いように思えます。もうちょっと一般の女性、たとえば、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、男女共同参画センター職員などの、意見もヒアリングする会をもうけてはいかがでしょうか。</p> <p>(10)に、「若年層の声を踏まえて」とありますが、じゃあ、30代、40代、50代の意見、声を聴いているのか？と。立ち止まると、それほどヒアリングされていないように思われます。(私の情報収集不足かもしれませんが、男女共同参画センター勤務だったので、できるだけ情報は見ていました)</p> <p>男女共同参画という非常に重要な問題を解決、改善していくための基本計画ですが、現場でがんばっている男女共同参画センター職員、さまざまな立場で活動している人の声を、もっと集めてほしいと感じましたし、実施方法については弱いかなどと思われる部分が多々ありました。</p> <p>委員の方、ワーキンググループの構成員の方についても拝見しましたが、錚々たるメンバーですね。実効性のある、より良い基本計画ができますことを心から願っております。</p>
101	答えたくない	20代	-	<p>女性差別撤廃条約に実効性を持たせるため、個人通報制度の受け入れを早急かつ具体的に検討してください。日本社会に固有の問題や固有の文脈があることも承知していますが、そのような点について議論するための基礎知識すら市民が持ち合わせておらず、世界の水準で人権意識が大きく遅れてしまっているのが現状です。人権意識の不足や、性差別に対する認識の甘さは、ビジネスの分野でも外交の分野でも、損害を与えています。人権意識の獲得や、性差別の解消を個人の自助努力に任せず、社会全体として早急に底上げする必要があります。国際社会には、性差別を撤廃していくための知見が蓄積されています。個人通報制度をはじめとし、他国に備わっている当たり前の制度を整備すること、そのための道筋を明示してください。</p>
102	女	50代	114	<p>男女二元論を前提としているこの現状を変えるためにも内閣府男女共同参画室を「ジェンダー平等省」とするなど、あらゆるジェンダー、セクシュアリティの人々を包摂し、ジェンダーに基づくあらゆる課題に、広く取り組める省庁となるように検討していただきたいです。男女共同参画という名前も意味がよくわからない。ぜひジェンダー平等、としていただきたい。そして国内人権機関を！ないのは日本くらいですよ！政府から必ず独立した国内人権機関の設立を！近年の差別にはもううんざりです。繰り返しになりますが、政府から必ず独立した国内人権機関の設立を！差別的な社会にはうんざりです！幸福な社会を、高福祉な社会を、すべての子どもや若者が行きやすい社会を！</p>
103	女	70代	115	<p>(2) 具体的な取組 素案 11 各府省は、男女共同参画の視点に立ち、男女共同参画機構の知見も参考にしつつ、あらゆる分野の政策・事業の計画、実施、評価において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を行う。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握・分析を強化する。 では、政策立案への活用について書かれていない。 書き加えるべきである。</p>

104	女	70代	114	<p>政策の立案から実施までのプロセスに男女共同参画の視点を取り込むため、政策決定家庭への女性の参画を促進し、予算の編成・執行にあたっては男女共同参画の推進に・・・また・男女共同参画会議はにおける監視・影響調査等の気に強化に取り組む。と記してあるが、男女共同参画社会基本法および、本計画には、内閣府から独立した苦情処理機関がない。そのため、いきなり、男女不平等の施策などで被害を被った場合は、いきなり、訴訟を起こさざるを得ない。また、国際機関であるCEDAWに訴えることは、選択議定書を批准していないため不可能である。</p> <p>センターオブセンターとして位置付けられる予定の男女共同参画機構においても一般的検証等はすることになっているが、これでは生身の生活を行っている男女にとって役に立たない。包括的差別禁止法の制定によって、差別に対する損害賠償請求の訴訟を起こすこともできるが、それも制定されておらず、我が国の男女共同参画社会政策は、不備が多い。埼玉県条例では、苦情処理機関がある。さまざまな差別があり、苦情処理機関を設置することで迅速な対応を国民が求めることができる。本計画において、苦情処理機関の設置を求めることの明文化をお願いしたい。</p>
105	女	60代	114	<p>「1 国内の推進体制の充実・強化」の「(2) 具体的な取組」について、(2)として、下記を入れること(番号は先に送っていく)。</p> <p>(2)「男女共同参画会議の下に置かれる専門調査会として、「影響調査専門調査会」を再び設置し、影響調査を実施する。また、全府省および地方政府がこの調査を実施可能となるような体制を組み、男女共同参画機構も活用しつつ、「ジェンダー主流化」を具体的な政策プロセスとして実行する。</p>
106	団体として提出	団体として提出	114	<p>「若年層とも意見交換等を行い、政策をより良いものへとブラッシュアップする」という記述に関して、その重要性を認識してくださりありがとうございます。幸いにも、現在では若者をターゲットとする活動団体や、若者による若者のための活動団体が増えてきています。私たちプラン・ユースグループも15歳～24歳のユース世代により構成され、公財プラン・インターナショナル・ジャパン事務局内でユース視点から助言を行ったり、啓発活動・政策提言活動を行ったりしています。</p> <p>私たちがこれまで行ってきた性に関する様々な調査は、同じく若者世代の声を同じ目線から発信するという点で意義のある活動であると考えます。こうした若年層の声を現場で聞き発信する様々な若者をステークホルダーとして継続的に包括し続けることは、政策のブラッシュアップに非常に有効です。特に男女共同参画という長期的な努力が必要かつ世論の変動が激しいトピックにおいては、情報をアップデートし次世代へと繋げていく上で、これからの未来を担う若者の関与は常に必要不可欠です。</p> <p>ですから、私たちはいち若者として、男女共同参画基本計画の改良に向けさらなる関与を期待しています。</p>
107	男	40代	113	<p>EBPMの観点から、男女別データを政策立案に用いた際には女性側のデータを示すだけでなく男性側のデータにも言及することを原則とする、と記載されてはいかがでしょう？</p> <p>本計画案でも多々見られますが、例えばp53「女性の健康課題に対応する施策の充実に向けた効果検証」では「女性特有の健康課題による社会全体の経済損失は年間約 3.4 兆円と推計される」とあるように、課題とする女性側の数値を示すことはよいのですが、併せて「男性特有の健康課題による経済損失がそれよりもはるかに小さいこと」を併せて示さねば、国民の理解が十分に深まりません。</p>
108	女	30代	114	<p>そもそも、男女の二元論で成り立つ言葉ではなく、「ジェンダー」などの言い方に統一をお願いいたします。</p>

109	女	60代	107	<p>(1) 女性差別撤廃委員会の勧告では、「女性の地位向上のための国内本部機構」について「女性問題とジェンダー平等に関する専任の省、ジェンダー平等政策と戦略の実施をモニターし、一貫性を確保するために締約国全域の都道府県および地方レベルでそれに対応する部局を設置すること」「第6次男女共同参画基本計画の策定および実施を含め、多様な背景を代表する女性市民社会組織の有意義かつ具体的な関与を確保し、女性の権利とジェンダー平等を主張し推進するという極めて重要な役割を遂行できるよう、それらの組織への技術的および財政的支援を強化すること。」と示されている。</p> <p>(2) 一方、素案では「内閣府に置かれる重要政策会議である男女共同参画会議」「男女共同参画推進本部」「すべての女性が輝く社会づくり本部」「男女共同参画推進連携会議」などが列挙されており、さらに「男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして男女共同参画機構を新設し、(中略)地方公共団体および全国各地の男女共同参画センターを支援する」と記載されている。しかしながら、これらの記述からは、国内本部機構の中心がどこにあるのかが不明確であり、制度的な一貫性や統合性に欠ける印象を与える。新たな法律の制定や改訂のたびに場当たりに「〇〇本部」が設置されているように見受けられる。年に1回程度しか開催されない「男女共同参画会議」が国内本部機構の中心なのか、あるいは「男女共同参画連携会議」が「女性市民組織の関与」を保障する場なのか、明確な位置づけが必要である。</p> <p>(3) 何よりも、現在のような兼任の大臣ではなく、女性差別撤廃委員会の勧告にあるように、ジェンダー専門政策を専門的かつ継続的に担う「専任の省」と「専任の大臣」を設置すべきである。</p>
110	女	70代	-	<p>○意見 男女共同参画機構の任務について、もう少し書き足す必要がある。</p> <p>理由 内閣府が主管となる以上、研修事業にとどまらず、各種調査研究などに幅広く活用することが期待される。</p>
111	団体として提出	団体として提出	-	<p>女性差別撤廃委員会の勧告では、「女性の地位向上のための国内本部機構」について、「女性問題とジェンダー平等に関する専任の省、ジェンダー平等政策と戦略の実施をモニターし、一貫性を確保するために締約国全域の都道府県および地方レベルでそれに対応する部局を設置すること」「第6次男女共同参画基本計画の策定および実施を含め、多様な背景を代表する女性市民社会組織の有意義かつ具体的な関与を確保し、女性の権利とジェンダー平等を主張し推進するという極めて重要な役割を遂行できるよう、それらの組織への技術的および財政的支援を強化すること。」と示されている。</p> <p>一方、素案では「内閣府に置かれる重要政策会議である男女共同参画会議」「男女共同参画推進本部」「すべての女性が輝く社会づくり本部」「男女共同参画推進連携会議」などが列挙されており、さらに「男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして男女共同参画機構を新設し、(中略)地方公共団体および全国各地の男女共同参画センターを支援する」と記載されている。</p> <p>(1) 素案の記述では、国内本部機構の中心がどこにあるのかが不明確であり、制度的な一貫性や統合性に欠ける印象を与える。新たな法律の制定や改訂のたびに場当たりに「〇〇本部」が設置されているように見受けられる。どこが中心なのか明確な位置づけが必要である。</p> <p>(2) 現在のような兼任の大臣ではなく、女性差別撤廃委員会の勧告にあるように、ジェンダー専門政策を専門的かつ継続的に担う「専任の省」と「専任の大臣」を設置すべきである。</p> <p>(3) 今回は素案の決定が遅れ、パブコメの期間がとても短かった。今後は十分な時間の確保を求めたい。</p>
112	団体として提出	団体として提出	-	<p>最後に、男女共同参画局はジェンダー平等推進局に、この基本計画もジェンダー平等基本計画に名称変更を求めます。</p> <p>また、国連からの勧告にあるように、国内人権機構の設立を強く求めます。検討を始めることだけでも計画に盛り込みませんか。</p>

113	女	70代	-	国の全体の男女共同参画施策が推進し、各具体的な取組みにおいても、その推進具合のチェック機能が働く機関を政府から独立して設立すべきです。政府から独立していなければ、実質的なチェック機能が働かない。
114	女	20代	-	<p>(該当分野：「第2部」III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化／該当項目：2／該当ページ：114)</p> <p>私は職場で、女性であるというだけで不利な状況に置かれることを日々実感しています。昇進の機会に限られるだけでなく、長く働き続けること自体も困難であり、セクハラも依然として存在します。</p> <p>この現実を直視し改善するためには、計画の名称を「男女共同参画」という曖昧で理解しにくい言葉から、「ジェンダー平等」と明確に改めるべきです。すべての人が性別や性自認にかかわらず平等に生きられる社会の実現を、国家の基本方針として明確に示してください。</p>
115	男	50代	-	<p>【資料ページ番号114】</p> <p>●意見65 『○ 政策の立案に際しては、可能な限り、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）、データ、アンケート調査等を活用する。ジェンダー統計の充実の観点から、人によってジェンダーアイデンティティの在り方が多様であることに配慮しつつ、男女別データの重要性について周知啓発するとともに、その把握及び利活用の促進に取り組む。また、若年層の声を踏まえて政策を立案することが望ましいとの認識に立ち、若年層とも意見交換等を行い、政策をより良いものへとブラッシュアップする』とあるが 国際条約である子どもの権利条約において、子供の意見表明権を定めており、子供の意見を聞く必要がある。 それは権利であり『望ましい』と言う表現にはなじまない。したがって『若年層の声を踏まえて政策を立案することが望ましい』を『若年層の声を踏まえて政策を立案することが必要である』に訂正すべき。また、『（ジェンダー統計）』を『（ジェンダー統計、親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書、未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務報告書、全国ひとり親世帯等調査）』と訂正すべき。</p> <p>●意見66の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化】 【2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進】 【（2）具体的な取組】 【③】 【資料ページ番号115】</p> <p>●意見66 『⑩ 若年層の声を踏まえて政策を立案することが望ましいことを踏まえ、様々な機会を通じた意見交換等を行い、若年層の政策立案への関与を図る。』とあるが 国際条約である子どもの権利条約において、子供の意見表明権を定めており、子供の意見を聞く必要がある。 それは権利であり『望ましい』と言う表現にはなじまない。したがって『⑩若年層の声を踏まえて政策を立案することが望ましい』を『⑩若年層の声を踏まえて政策を立案することが必要である』に訂正すべき。</p>

				<p>●意見67の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化】 【2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進】 【（2）具体的な取組】 【資料ページ番号115】</p> <p>●意見67 『⑪ 各府省は、男女共同参画の視点に立ち、男女共同参画機構の知見も参考にしつつ、あらゆる分野の政策・事業の計画、実施、評価において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を行う。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握・分析を強化する。』とあるが家庭の調査については、性別に加えて、児童虐待の観点から、実親、継父母、交際相手など、血縁関係の有無を把握することが重要である。特に警察発表では、児童虐待が発生した場合に、加害者が実親であるかどうかについて明記すべき。したがって、続けて『特に、家庭のデータについては、男女別に加えて血縁の有無の把握・分析を強化する。』と追記すべき。</p>
116	女	40代	-	<p>P114 基本法や基本計画の名称自体が、男女二元論を前提としている現状を変えるため、内閣府男女共同参画室を「ジェンダー平等省」など、あらゆるジェンダー・セクシュアリティの人々を包摂し、ジェンダーに基づくあらゆる課題に横断的に取り組める省庁とするための検討・準備を開始すること。それにあわせ、男女共同参画基本法に代わる基本方針として「ジェンダー平等のための基本指針」の策定に取り組むこと</p>
117	女	60代	-	<p>2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進 P114 ○基本法及び基本計画の名称を「男女共同参画」から「ジェンダー平等」へ変更すること。合わせて、男女共同参画室を「ジェンダー平等省」とし、あらゆるジェンダー・セクシュアリティの人々を含む、ジェンダーに基づくあらゆる課題に横断的に取り組む省庁とすること。</p>
118	女	30代	-	<p>・基本法や基本計画の名称自体が、男女二元論を前提としている現状を変えるため、内閣府男女共同参画室を「ジェンダー平等省」など、あらゆるジェンダー・セクシュアリティの人々を包摂し、ジェンダーに基づくあらゆる課題に横断的に取り組める省庁とするための検討・準備を開始すること。それにあわせ、男女共同参画基本法に代わる基本方針として「ジェンダー平等のための基本指針」の策定に取り組むこと。（Ⅲ1） ・市民、特に若者をはじめ現在の社会、政治状況に置いて周縁化されやすい人々の声を反映させる仕組みをより明確化し、実行すること。（Ⅲ1(2)⑥）</p>

119	女	30代	-	<p>第6次計画の素案において「若者参画」の視点を盛り込んでくださったことを高く評価します。これまで十分に扱われてこなかった分野に光を当て、若者を重要なステークホルダーとして位置付けていただいたことは大きな前進だと感じます。</p> <p>その上で、より実効性のある仕組みとして以下を提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者だけで構成される審議会・会議を新たに設置し、そこでの提案を施策に反映させる仕組みをつくること ・既存の男女共同参画局の審議会・会議に若者が参画できる枠を確実に設けること ・「未来のための協定」にもあるように、若者を単なる対象としてではなく意思決定に関わる主体として位置付けること <p>聞くだけで終わりではなく、若者の声を政策形成に生かす仕組みを制度的に整えていただきたいと強く要望します。</p> <p>さらに、今回のパブリックコメントやその他の情報発信においても、できるだけこども・若者を対象に含め、やさしい日本語を使うなどの情報保障を徹底していただきたいです。多様な世代に届く形での情報発信を行うことが、実質的な参画の第一歩になると考えます。</p>
120	女	40代	115	<p>とくに第3部2(2)では 「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）について、過年度の調査結果を基にジェンダー統計の更なる充実に向けた取組を進める。業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。また、男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法（平成19年法律第53号）に基づく二次的利用を推進する。」 「ジェンダー統計のさらなる充実に向けて、人によってジェンダーアイデンティティの在り方が多様であることに配慮しつつ、その重要性について、周知啓発に取り組む。」</p> <p>とあるけれど、国勢調査で同性カップルの世帯数の統計をとらずにいる点を直ちに改善し、いますでにあるデータから集計し、日本国内の同性カップルの世帯数数を日本国として把握すべきである。</p>
121	女	70代	113	<p>国内の推進体制を充実してほしい。 男女共同参画社会基本法ではあるが、義務を規定した性差別禁止法がない。 基本法第13条を受けた基本計画は五年ごとに改訂されているが、第5次基本計画でもCEDAWから再三の勧告を受けている「性差別禁止法の制定」「選択議定書の批准」「選択的夫婦別姓制度の導入」についてモニタリングの対象となる成果目標に含まれていない。</p>
122	男	30代	114	<p>基本法や基本計画の名称自体が、男女二元論を前提としている現状を変えるため、内閣府男女共同参画室を「ジェンダー平等省」など、あらゆるジェンダー・セクシュアリティの人々を包摂し、ジェンダーに基づくあらゆる課題に横断的に取り組める省庁とするための検討・準備を開始すること。それにあわせ、男女共同参画基本法に代わる基本方針として「ジェンダー平等のための基本指針」の策定に取り組むこと。(1111)</p>